

○短時間労働者の資格取得

短時間労働者が資格取得する場合は、『短時間労働者』の要件を満たしていることの確認が前提となるため、①『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』で、その確認を行っており、必ずどちらかの添付をお願い致します。また、これに加え②被保険者の主たる収入に関する『誓約書』の提出も必要になります。①と②の添付がないと保険証の発行ができませんので、予めご承知おきください。なお、取得届へのマイナンバーの記載は、すべての方に必要となります。マイナンバーの記載がないと、国の指導により、当組合が費用負担をして中間サーバーからマイナンバーを取得しなければなりませんので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※添付書類（再掲）

- ①『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』のどちらか一方。
- ②短時間労働者の [『誓約書』](#)
- ③資格取得届への『マイナンバー』の記載

〔要注意〕

資格取得後、要件を満たしていない方が散見されます。取得後も毎月次の要件を満たしているかの確認をお願いします。

- (1) 週 20 時間以上の労働時間を満たしているか
- (2) 月額給与が 88,000 円を下回っていないか

要件を満たしていない場合は、その時点での『資格喪失』となりますので、ご注意ください。